

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 133 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 149 号 岩国市交流館条例の一部を改正する条例

議案第 150 号 指定管理者の指定について

議案第 155 号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 156 号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上 4 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 133 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、歳入の寄附金の総務費寄附金に関し、委員中から、ふるさと応援寄附金の受け入れ状況について質疑があり、当局から、「平成 28 年度が 5,126 万円、平成 29 年度が 5,818 万 1,000 円、平成 30 年度が 5,994 万 260 円となっている。今年度については、昨年度の上半期と比較して約 1.4 倍の寄附を受け入れており、年度末で 8,441 万円が見込まれることから、このたび 1,037 万円の増額補正を行うものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「右肩上がりで推移しているとのことであるが、ここに来て、寄附をされる方においては返礼品目的、市においては返礼品頼みになっているように見受けられる。いま一度、制度の基本理念に立ち返って、寄附者に、「ふるさとに対して貢献・応援をしたい」という思いを持っていただくことができる仕組みづくりが必要ではないか」との質疑があり、当局から、「寄附の申し込みの際には、希望する寄附金の使い道として、「地域活性化に関する事業」「地域福祉活動に関する事業」「教育・文化振興に関する事業」「環境対策に関する事業」「地域防災対策に関する事業」「本郷山村留学センターの運営に関する事業」の 6 つの事業の中から 1 つを選択できるようになっており、あわせて、実際に寄附金を充当して実施した事業について、寄附者の目にとまるような形で紹介するなど、返礼品のみならず、ふるさと応援寄附金に係る市の取り組みについても関心を持っていただくことができるよう努めているところである。御指摘を踏まえ、今後とも改善できるところは改善してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150 号 指定管理者の指定についての審査におきまして、委員中から、「本議案の対象施設である「由宇文化スポーツセンター」「由宇テニスコート」「由宇グラウンド」については、5 年ごとに指定管理者を選定しているが、その都度同じ事業者が選定されている。他市においては、指定管理期間をより長期に設定している事例もあるが、本市においても、同様の制度を導入することはできないのか」との質疑があり、当局から、「横浜市においては、指定管理期間を 10 年間とする「政策協働型指定管理方式」を採用しているが、「横浜みなとみらいホール」と「横浜美術館」という、芸術文化を担う重要

施設として位置づけられた特に専門性を要する二施設に限定しており、他の施設については、本市と同様に原則5年間としているものと承知している。

本市の現状においては、制度を導入するに当たり、専門性を要する施設としての位置づけの考え方、専門知識を有する人材の確保・育成など、制度設計をする上で解決しなければならないさまざまな課題があり、制度を導入できる環境が整っていないことから、将来的な検討課題とさせていただきたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「指定管理期間を長期に設定することは、安定した雇用の確保にもつながり、行事の開催においても柔軟な対応ができると考えられることから、前向きな検討を求めたい」との意見がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。